



下水道事業の経営(公営企業会計)

(安定した経営基盤の確立)

1 地方公営企業法の適用

下水道事業は、地方財政法上公営企業である旨位置づけされていますが、地方公営企業法適用の義務付けはなく任意適用が認められているところです。

本県では、企業的経営により事業の効率化や費用負担の明確化を図るため、鹿島臨海特定公共下水道事業は昭和44年度から、流域下水道事業は平成23年度から地方公営企業法の財務規定を適用しています。

地方財政法第6条に規定する公営企業

- 1 簡易水道事業
- 2 港湾整備事業
- 3 市場事業
- 4 と畜事業
- 5 観光施設事業
- 6 宅地造成事業
- 7 公共下水道事業

地方公営企業法 第2条に規定する公営企業

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業(交通)
- 4 自動車運送業(交通)
- 5 鉄道事業(交通)
- 6 電気事業
- 7 ガス事業
- 8 病院事業

2 経営計画

茨城県下水道事業経営計画は、中長期的視点に立った計画的かつ効率的に下水道事業を営んでいくために策定したもので、経営の基本となる経営方針を定め、その方針に沿って施策、事業を実施していくこととしています。また経営の状況や経営計画に定めた施策の進捗状況などに対する意見を聴くため、外部有識者等からなる経営懇談会を設置しています。

【茨城県下水道事業経営計画に定める経営方針】

経営方針1 安心で快適な生活環境づくり

生活環境改善・水質保全

経営方針2 安全で計画的な施設の構築と運営

施設再構築・耐震化

経営方針3 安定した経営基盤の確立

維持管理充実・経営効率化

3 公営企業会計と官公庁会計の相違

官公庁会計(一般会計)では現金の収入及び支出の事実に基づき計理記帳される現金主義であるのに対し、公営企業会計では債権又は債務が発生した時点で計理記帳される発生主義となっています。

また官公庁会計では現金主義をとる結果、当年度の現金支出はそのまま当年度の費用となりますが、公営企業会計では「期間計算」が重視されます。具体的には「減価償却」という費用が計上されるのが、官公庁会計とは異なる大きな点の一つです。

・公営企業会計と官公庁会計の相違点

区分	公営企業会計	官公庁会計(一般会計)
財源	料金収入	租税収入
経理の方法	発生主義, 複式簿記	現金主義, 単式簿記
費用の期間計算	建設改良(資本取引)の効果が数年にわたって持続するものは、翌年度以降の期間計算(損益取引)の費用(減価償却費等)として計上	当年度の支出がそのまま当年度の費用となる
剰余金計算	損益取引に基づく計算	一切の収入ー一切の支出
運営形態	企業の効率的運営 収入と支出の相互に関連性あり	歳出の規制 収入と支出の間に関連性なし

4 公営企業会計の予算

公営企業会計の予算は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す収益的収支と、施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表す資本的収支の2種類になります。なお、地方公営企業法施行規則別記1号の予算様式第3条（収益的収入及び支出）と4条（資本的収入と支出）に例示されていることから、収益的収支は3条予算、資本的収支は4条予算と呼ばれています。

収益的収支と資本的収支

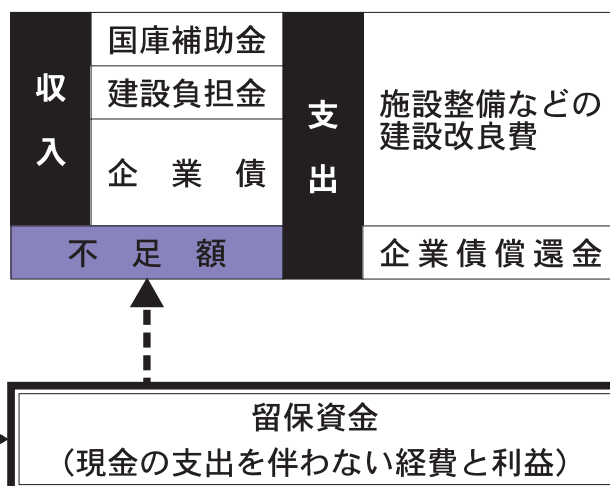
区 分		費 目 等			内 容	
収益的 収 支 (3 条 予 算)	損益取引 ≡損益計算 (P/L) 経営活動に伴う 収益(収入)と 費用(支出)	収 益 (=収入)	営 業 収 益			維持管理負担金等の主たる営業活動から生じる収益
			営 業 外 収 益 等			一般会計からの繰入金や預金利息等の主たる営業活動以外の活動によって得られる収益
		費 用 (=支出)	営 業 費 用	主たる 営業活 動のた め生じ る費用	維 持 管理費	職員給与費、電気代等の動力費、施設の点検整備費及び修繕費など
					減 価 償却費	建設改良により構築した施設等について、その取得価格を耐用年数に応じ各年度の費用として計上するもの
	営 業 外 費 用 等			支払利息など、主として財務活動に伴う費用及び主たる営業活動以外によって生じる費用		
資本的 収 支 (4 条 予 算)	資本取引 ≡貸借対照 (B/S) 施設の新設・改築 などの建設改良 のための費用や 企業債償還金な どの支出とその 財源となる収入	収 入	国 庫 補 助 金		社会資本整備交付金等の国庫支出金	
			建 設 負 担 金		建設改良に要する費用について、受益者が負担する負担金	
			企 業 債		建設改良の財源に充てるため借り入れする企業債等	
		支 出	建 設 改 良 費 等		施設の新設及び改築など建設改良のための費用	
企 業 債 償 還 金			建設改良の財源に充てるため借り入れた企業債などの償還金			

収益的収支と資本的収支の関係

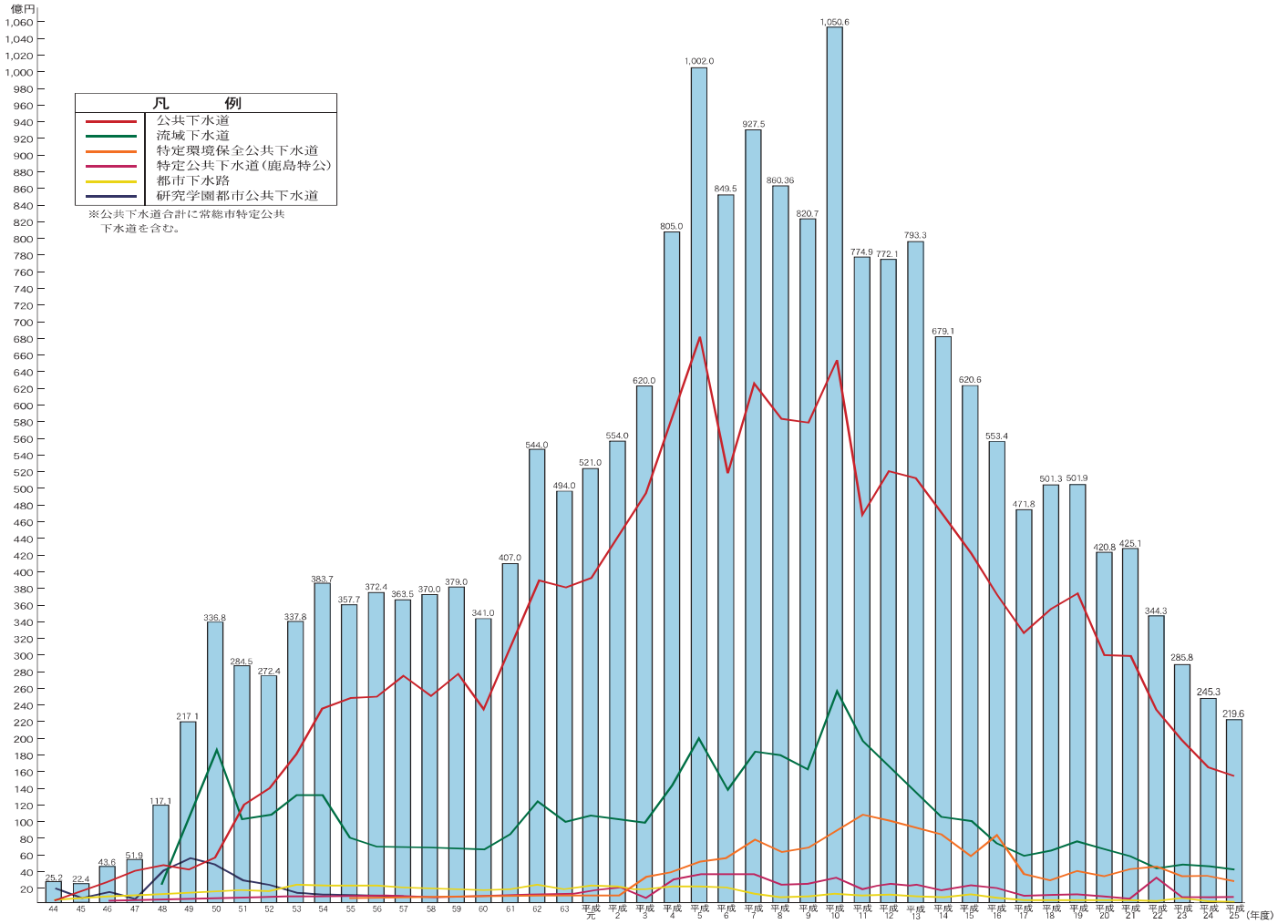
収益的収支（3条予算）



資本的収支（4条予算）



5 本県の下水道事業費の推移（総事業費）



6 下水道事業の財源

下水道事業の財源構成は、新設増設（設置）及び改築に係る建設費については、国費、地方債、一般財源（都市計画税を含む）及び受益者負担金等により、また維持管理費については、使用料及び一般財源によりまかなわれています。

事業名			負担割合(%)							%			
			10	20	30	40	50	60	70		80	90	100
公共下水道 (特環を含む)	※ 1 交付金	管渠・処理場 低率 1 / 2	1/2			4.5/10		0.5/10					
		処 理 場 処 高 率 5.5 / 10	5.5/10			4.05/10		0.45 / 10					
	単 独 事 業	9.5/10							0.5/10				
	単 独 事 業		9.5/10							0.5/10			
流 域 下 水 道	※ 2 交付金	管渠/ポンプ場/用地/処理場 低 率 1 / 2	1/2			1/4		1/4					
		処 理 場 処 高 率 2 / 3	2/3			1/6		1/6					
	単 独 事 業	1/2			1/2								
特定公共下水道 (鹿島特公)	交 付 金		3/8		5/8								
	単 独 事 業		10/10										
特 定 公 共 下 水 道			2/9		7/9								
都 市 下 水 路			4/10		1.8/10		4.2/10						

※ 1 汚水処理施設整備交付金・社会資本整備総合交付金

※ 2 社会資本整備総合交付金・地域自主戦略交付金

凡 例	国 費	交付金
		地方債(県)
地方負担		地方債(市町村)
		受益者負担金, 都市計画税, 一般財源
その他		企業等負担



1 風力発電施設

更なる省エネ対策を推進するため、県事業として初めて風力発電施設の建設に着手し、平成24年2月から本格稼働しています。

○計画概要

- ・ 設置場所 深芝処理場
(鹿島臨海特定公共下水道)
- ・ 総事業費 約6億円
- ・ 設備概要 2,000kW発電設備 1基
風車高さ 約120m, 直径 約80m
- ・ 稼働実績 平成25年度発電量 約420万kWh
(うち約370万kWhを処理場で利用し、電気料金を約30%削減。)
(約50万kWhの売電を行った。)



2 太陽光発電施設

下水処理場の未利用地において、太陽光発電施設を導入することで再生可能エネルギーの活用を図るため、平成26年3月から本格稼働しています。発電した電気は全量売電し、下水道施設維持管理費に充当することで、下水道の経営の安定に寄与しています。

○計画概要

- ・ 設置場所 利根浄化センター
(霞ヶ浦常南流域下水道)
- ・ 敷地 約2.5ha
- ・ 設備概要 2,000kW発電設備
パネル 250W/枚 × 8,022枚
- ・ 総事業費 約6.2億円
- ・ 売電期間 20年間
- ・ 買取単価 国認定単価による (H25認定単価 36.0円/kW税抜)
- ・ 推計発電量 約210万kWh/年 (一般家庭440戸に相当)

